



## 7月3日（水）貿易救済セミナー開催

不公正な安値輸入に対抗する措置であるアンチ・ダンピング（AD）措置の日本での発動事例やその効果をわかりやすく説明します。

また、他国が日本に対してAD調査を開始した場合の対応についても説明します。

[お申し込みはこちら（必切 7/1 17:00）](#)

## ホームページリニューアル

貿易救済に関する知りたいことにお答えします。是非アクセスしてみてください。 [こちら](#)

## 【本号の内容】

1. コラム：日本のアンチ・ダンピング措置の事例紹介  
★シリーズ企画第1弾★「中国産電解二酸化マンガン」
2. 統計情報  
・輸入動向簡易モニタリング  
・主要国における貿易救済措置の調査及び措置の状況
3. スペシャルコンテンツ 「米中摩擦と相殺関税」  
（上智大学法学部：川瀬剛志教授）
4. アンチ・ダンピングに関する Q&A
5. 相談窓口～～  
貿易救済措置に関する理解を深めてみませんか？

---

## 1. コラム：日本のアンチ・ダンピング措置の事例紹介★シリーズ企画第1弾★「中国産電解二酸化マンガン」

---

- 今回はシリーズ企画第1弾として、中国産電解二酸化マンガン（EMD）の事例を紹介します。
- EMDのアンチダンピング（AD）課税は、2008年9月に開始した後、2014年に課税期間を延長し、更に今年3月には日本で初めて課税期間の再延長が決まりました。 [>詳細](#)

---

## 2. 統計情報

---

### 【輸入動向情報】

輸入動向簡易モニタリングにより、統計品目コード別製品の輸入動向を簡単にグラフ形式で確認することが出来ます。他国の措置発動状況もチェックできるようになりました。ぜひ気になる産品をチェックしてみてください。 [>こちら！](#)

### 【主要国における貿易救済措置の調査および措置の状況】

- ① 2019年5月末時点における、米国、欧州、カナダ、オーストラリアによる貿易救済措置の状況について掲載しています。 [>こちら！](#)
- ② 日本が調査対象となっている案件
  - 米国：グリシン【当初調査（AD）：2018年4月25日開始】
  - 米国：熱拡散ニッケルめっき圧延平鋼製品【サンセット調査：2019年4月1日開始】
  - EU・カナダ・オーストラリア：なし
- ③ 日本が調査を行っている案件
  - なし

---

### 3. スペシャルコンテンツ

---

- 貿易救済措置に詳しい学識経験者の方にアンチダンピング制度やその他の貿易救済制度について様々な角度から紹介していただきます。
- 第2回目は昨今の米中摩擦に寄せて、WTO 上級委員会の「公的機関」の解釈が最近のパネル報告で修正されていることを踏まえ、相殺関税の活用についてコメントをいただきました。



上智大学法学部教授

産業構造審議会通商部会特殊関税措置小委員長

## 川瀬剛志 Kawase Tsuyoshi

### 「米中摩擦と相殺関税」

昨年3月の通商法301条発動の大統領令以来、米中貿易摩擦はエスカレートする一方だ。その理由は多岐にわたるが、中国の国有企業と補助金が与える不公正な競争優位の問題（競争中立性）は深刻だ。しかし米中合意も、また中国を巻き込んだWTO新ルール合意の可能性もまだ見えてこない。

競争中立性の確保に当面は相殺関税の果たす役割が大きい。かつてWTO上級委員会は、国有企業による民間企業への支援を国の補助金とみなすことに慎重な解釈を示した。しかし、その後のパネルは、国と国有企業の支配関係に着目することで国有企業の支援を補助金とみなす範囲を広げ、これを相殺できる可能性が広がっている。競争中立性問題は鉄鋼や化学など過剰生産能力が問題となる衰退産業だけでなく、「中国製造2025」による次世代技術支援（5G通信やロボット技術など）にも関係することから、我が国もその活用の検討は不可欠だ。

---

### 4. アンチ・ダンピングに関するQ&A テーマ：「申請・調査開始要件」

---

- 説明会や個別相談の際に皆様からよくいただく質問にお答えします。今回は、申請・調査開始要件についてです。
  - Q7. 申請・調査開始に必要な要件について教えてください。>[答えはこちら！](#)
  - Q8. 申請・調査開始に必要な要件を満たすかどうかの判断に当たっては、輸入品と競合する国内の製品を作っている国内生産者の生産高を全て考慮するのですか。例外はないのでしょうか。>[答えはこちら！](#)

---

5. 相談窓口～貿易救済措置についての理解を深めてみませんか？

---

○ 経済産業省特殊関税等調査室では、皆様の貿易救済措置に関する様々な疑問にお答えします。

また、ご希望に応じて直接お伺いし制度の説明会や個別相談会も行っておりますので、お気軽に下記相談窓口までお問い合わせください。 [>こちら！](#)

次回は、2019年8月配信予定です。

\*\*\*\*\*

- ・ AD ニュースレターの定期購読の配信登録・解除は下記よりお願いいたします。

[登録はこちら](#)

[解除はこちら](#)

- ・ AD ニュースレーターに関するご意見、ご感想、および貿易救済措置制度に関するご質問は以下までご連絡下さい。

**経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室**

(TEL) 03-3501-3462

(E-mail) [qqfcbk@meti.go.jp](mailto:qqfcbk@meti.go.jp)

\*\*\*\*\*